特定役務の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、 公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、予定価格の事前公表を行うものです。

令和7年4月1日

奈良県知事 山 下 真

- 第1 競争入札に付する調達の内容
 - 1 入札物件名教職員人事評価システム開発運用業務委託
 - 2 委託内容
 - (1) 教職員人事評価システムの開発・構築
 - (2) 教職員人事評価システムの運用・保守
 - 3 委託期間契約締結日から令和13年3月31日まで
 - 4 履行場所 奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局教職員課ほか
 - 5 入札方法
 - (1) 入札は、総合評価落札方式一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書(以下「提案書」といいます。)及び入札書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
 - (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することが

できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q2電算業務に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格 審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908 (ダイヤルイン)

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 過去5年間に国又は地方公共団体とこの公告に示した調達役務と同種と認める 契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- 第3 契約条項を示す場所等
 - 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局教職員課給与係 電話番号 0742-27-9843 (ダイヤルイン)
 - 2 入札説明書の交付方法等
 - (1) 交付方法
 - ア 1に示す場所においての交付
 - イ 奈良県総務部デジタル戦略課のホームページからのダウンロード https://www.pref.nara.jp/10452.htm
 - (2) 交付期間

令和7年4月1日 (火) から同月17日 (木) まで ((1)のアに示す方法による場合は、日曜日及び土曜日を除く日の9時から17時まで(正午から13時を除きます。)とします。)

3 入札説明会の開催

- (1) 日時 令和7年4月4日(金)10時
- (2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁東棟2階 教育委員室
- 4 提案書の提出

令和7年5月13日(火)17時までに1に示す場所に提出してください。

- 5 入開札の場所等
 - (1) 日時 令和7年6月4日(水) 16時30分
 - (2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁東棟2階 教育委員室
- 6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「教職員人事評価システム開発運用業務委託に係る入札書」と朱書して、令和7年6月3日(火)17時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

第4 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第4条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

- 4 入札者に要求される事項
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和7年 4月17日(木)17時までに第2の要件に示す要件を満たしているかの確認を 受ける必要があります。第3の1に示す場所に、入札説明書に示す競争入札参加 資格確認申請書等を提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりませ ん。
 - (2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、こ

の入札に参加することができません。

- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した提案書及び入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、契約規則第7条に該当 する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者(別記落札者決定基準の失格基準に該当する者を除きます。)であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術 点及び価格点が異なるときは、当該入札者のうち技術点が最も高い者を落札者とし、 入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは、当該入札者にくじを引かせ落札 者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有(入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。)

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由 があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。
 -)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をい

います。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を 供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与し ているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替える ものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Subject of bid: Outsourcing of construction and operation of system for personnel evaluation
- 2 Deadline for bid applications in-person : 4:30 p.m. June 4, 2025
- 3 Deadline for bid applications by mail: 5:00 p.m. June 3, 2025
- 4 Contact Informationfor Inquiries:

 [School Personnel Division, Nara Prefectural Board of Education)]

 30 Noborioji-cho, Nara-City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN

TEL 0742-27-9843 (direct line)

(別記) 落札者決定基準

1 共通事項

(1) 落札者は、次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とします。 「総合点」は、3,000点満点とし、得点配分については、「技術点」を2,000点満点、 「価格点」を1,000点満点とします。



(2) 提案内容の評価(「技術点」)

「技術点」とは、2の(1)に示す分類に基づいて、その内容を後に示す採点方法を 用いて評価するものです。

(3) 入札価格の評価(「価格点」) 「価格点」とは、入札価格を3に示す計算式を用いて評価するものです。

(4) 有効数字について

「技術点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、 小数点第2位以下は、四捨五入します。(審査者が複数いる場合は、その項目ご との個別の採点を平均し、最終の合計点数の小数点第2位以下を四捨五入しま す。)

- (5) 「総合点」の最も高い者が2者以上あるとき(同点のとき)の対応
 - ア 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合 「技術点」が高い者を落札者とします。
 - イ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合 くじにより落札者を決定するものとします。この場合において、当該者のうち、 くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に全く関係のない 本県職員にくじを引かせるものとします。
- (6) 政府調達に関する協定第13条の4(a)の規定により、低入札価格調査を実施することがあります。
- 2 技術点について

「技術点」は、提案書の内容について、以下の手順で採点を行います。

(1) 提案書の分類と各配点について 提案書の内容と評価については、次のとおり分類と配点を設定します。

分類	評価の視点	提案書に記載する項目	評価点	加重点	項目 技術点			
1. 開発にかかる基本的な考え方・業務実績								
基本方針	業務受託に	① 開発方針	10	5	200			
	おける基本的	システム開発、業務受託に						
	な考え方や方	あたっての基本的な考え方や						
	針が適切かを	開発の方針を記載すること。						
	評価する。							
	システム導	② 導入効果	10	5				
	入による効果	受託者の提案する人事評価						
	を定性的・定	システムの特長や優位性を踏						
	量的な観点で	まえて、導入により実現され						
	評価する。	る効果を具体的に記載するこ						
		と。						
業務実績	地方公務員	人事評価システムの開発・	10	5				
	の人事評価制	導入実績を国・地方自治体を						
	度に準拠して	中心に委託者、事業費、契約						
	おり、制度改	期間、規模(対象職員数)等						
	正に柔軟に対	を記載すること。						
	応できるもの							
	かどうか評価							
	する。							
業務内容	本県の人事	本県の人事評価制度の特性	10	5				
の理解	評価制度への	をどのように分析しており、						
	理解やカスタ	どのように対応するのか記載						
	マイズ項目へ	すること。(校務経験値や相						
	の対応状況等	対化のほか、要件具備確認表						
	の柔軟さを評	の詳細項目を踏まえ、カスタ						
	価する。	マイズや代替措置などに触れ						

		ること。)			
2. 開発体	は制・スケジュー	ル			
開発にか	開発責任者	① 開発責任者	10	5	20
かる体制	についてこれ	開発責任者の経歴・実績や			
	までの経歴・	その者を選任する理由を記載			
	実績やその能	すること。			
	力等を評価す				
	る。				
	十分な開発	② 開発体制	10	10	
	体制が構築さ	本業務を履行する体制や県			
	れているか、	との役割分担を図表で示すと			
	従事する者の	ともに、開発に従事する担当			
	経歴等を踏ま	者やその経歴を含めて、具体			
	えて評価する。	的に記載すること。			
開発スケ	稼働まで無	契約から稼働までのスケジ	10	5	
ジュール	理のないスケ	ュールを時系列で具体的に記			
	ジュールで実	載すること。			
	施が可能か評				
	価する。				
3. 各種機					
認証・操	認証、権限	① システムの認証や権限設	10	5	35
作性	設定における	定、マスタ管理などの基本			
	セキュリティ	情報の設定について記載す			
	が確保されて	ること。			
	おり、マニュ	② 入力画面のサンプル(別			
	アルを見るこ	様式)について、業務メニ			
	となく、視覚	ューやその構成・画面遷移			
	的・感覚的に	・操作性について記載する			
	操作が可能な	こと。			

	システムを評			
	価する。			
通知・発	すべての職	未入力者へ入力を促す機能	10	10
信機能	員が閲覧する	や入力時期や締め切り、その		
	という特性を	他、各種通知を行う機能や情		
	生かした情報	報の発信機能についてアンケ		
	のプラットフ	ート、動画配信など対応可能		
	オーム機能が	な手法を含めて記載すること。		
	備わっている			
	かを評価する。			
評価機能	評価の段階	被評価者、評価者、調整者、	10	10
	におけるそれ	管理者それぞれのステータス		
	ぞれの職員に	における操作や設定について、		
	とって利用し	被評価者から最終的に管理者		
	やすいシステ	のもとでデータを集計する流		
	ムかを評価す	れに沿って具体的に機能や項		
	る。	目を記載すること。		
連携機能	開発中の人	人事異動時、年度途中の職	10	5
	事管理システ	員の異動時にデータを入れ替		
	ムや既存の給	える際にどういった連携を行		
	与支給システ	うのか、評価結果の人事管理		
	ムとのデータ	や給与支給への反映を念頭に		
	の連携が容易	他システムとの連携について		
	かどうか評価	記載すること。		
	する。			
帳票・デ	帳票レイア	入力したデータを帳票に出	10	5
ータ活	ウトの柔軟さ	力する機能や蓄積されたデー		
用・分析	や入力したデ	タを活用した分析等、どうい		
	ータの分析・	った活用が可能か記載するこ		

	活用等の使い	と。					
	やすさを評価						
	する。						
4. システム環境・セキュリティ							
システム	本県のシス	① システム構成	10	12. 5	300		
環境	テム環境やイ	情報セキュリティの確保に					
	ンターネット	関する基本的な考え方やネッ					
	系への移行、	トワークの構築、各種端末・					
	市町村・所属	ブラウザへの対応について詳					
	など異なるネ	細に記載すること。					
	ットワーク環	② 情報セキュリティ対策	10	12. 5			
	境において操	アクセスの制限やログの取					
	作に困難性が	得、ウイルス対策、監視機能、					
	生じないかを	データのバックアップ等、機					
	評価する。	能要件一覧の項目を踏まえ、					
		情報セキュリティを確保する					
		ための対応について、第三者					
		機関の認定状況等にも触れ、					
		詳細に記載すること。					
システム	操作にスト	処理速度や、同時稼働によ	10	5			
性能	レスを感じな	る処理速度の影響について、					
	いスムーズな	サービスレベル協定(案)の					
	稼働が確保さ	内容も踏まえて記載すること。					
	れているかを						
	評価する。						
5. システ	ム運用・保守						
運用	運用にあた	① 運用体制·障害対応等	10	20	400		
	って十分なサ	運用を行う業務従事者につ					
	ポート体制が	いてその資格・経験等を記載					

	構築されてい	するとともに、稼働後の運用			
	るかを評価す	の体制や障害対応等につい			
	る。	て、サービスレベル協定(案			
)の内容も踏まえて記載する			
		こと。			
		② 運用範囲·内容等	10	20	
		業務全般の問合せ、ヘルプ			
		デスク等の対応について提案			
		すること。			
保守	年次のデー	① 保守体制	10	20	400
	タ更新をはじ	稼働後の保守の体制やその			
	め、保守体制	内容等についてサービスレベ			
	が十分であり、	ル協定(案)の内容も踏まえ			
	保守費用の範	て記載すること。			
	囲内で通常の	② 年次更新・制度変更等へ	10	20	
	制度改正等に	の対応			
	対応できるか	データの年次更新や保守の			
	を評価する。	範囲内でのシステム・制度変			
		更等への対応について記載す			
		ること。			
6. 運営支	援・その他独自	提案			
研修・マ	研修、マニ	稼働時や新年度における研	10	7. 5	75
ニュアル	ュアル整備や	修や操作マニュアルの整備、			
整備	操作支援が充	その他の操作支援等について			
	実しているか	記載すること。			
	を評価する。				
独自提案	仕様に含ま	職員の負担軽減や業務精度	10	7. 5	75
(加点項	れない独自の	の向上のための積極的な提案			
目)	機能、提案が	- ◇独自の機能があれば記載す			

する。		 	2,000
踏まえて評価			
あれば内容を	ること。		

(2) 「技術点」の算出方法

提案を求める評価項目単位に絶対評価で評価を行います。

ア 「項目加重点」の考え方

提案を求める評価項目単位の重要度に応じて、(1)に従い、項目加重点を設定します。

イ 「項目評価点」の考え方

提案を求める評価項目ごとに10点満点で評価します。

項目が小項目に分かれている場合は、各項目を10点満点で評価し、それぞれ を加重した上で、合計点を当該項目の点数とします。

提案を求める評価項目について記述がない場合又は仕様書要件具備確認表に規定する必須の機能要件について対応不可であり、かつ、十分な代替措置がない場合には、当該項目は「0点」とします。

ウ 「技術点」の計算

「技術点」の計算は次の式で行います。

- [7] 項目技術点=項目加重点×項目評価点
- (4) 技術点=各項目技術点の合計
- 3 価格点について

入札価格に基づく「価格点」は、次のように算出します。

価格点=1,000× $\{1-(入札価格×1.10)/$ 予定価格}

4 失格基準について

次の場合には、落札者としません。

- (1) 「項目技術点」に0点の項目がある場合(独自提案項目を除く。)
- (2) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合
- (3) 予定価格の上限を超えた見積書又は各年度の予算を超えた見積書を提出した場合
- (4) 入札書に記載された価格と見積書に記載された価格が異なる場合